

平成 28 年度版

男性も女性も
働きやすい職場づくり



沼津市男女共同参画推進事業所

男女共同参画推進事業所認定制度について

沼津市では、「男女共同参画推進事業所認定制度」を実施しています。

この制度は、男女共同参画の推進に理解と意欲があり、仕事と家庭の両立に配慮しながら、男女ともに働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる市内の事業所を「男女共同参画推進事業所」として認定し、その取り組みを広く紹介する制度です。

仕事だけでなく、家庭も大事にしたいと考える方が増える中、事業所におけるワーク・ライフ・バランス等の取り組みは、非常に重要な課題となっています。

この冊子では、認定事業所が働きやすい職場環境づくりに向けての、様々な取り組みを紹介しています。

制度の概要

◆ 申請できる事業所は？

市内に所在する事業所で、業種や規模は問いません。本店が市外に所在していても、市内に所在する支店は対象になります。

◆ どんな取り組みをすればいいの？

● 主な審査項目

- I 性別にとらわれず、従業員の能力を活用する取り組み・・・12点
 - (1) 人事管理面での配慮（募集、採用、人事配置など）
 - (2) キャリア・アップ等に関する支援
- II 仕事と家庭の両立支援の取り組み・・・・・・・・・・18点
 - (1) 子育てに関する支援制度
 - (2) 介護に関する支援制度
 - (3) 制度が利用しやすい職場づくり
- III 男女がともに働きやすい職場づくりの取り組み・・・・・・・・10点
 - (1) 職場環境の改善
 - (2) セクシュアル・ハラスメントの防止
 - (3) 母性健康管理に関する措置



審査項目 40 点満点中、従業員数 300 人以上の事業所は、7 割（28 点）以上、従業員 300 人未満の事業所は 5 割（20 点）以上を取得することが認定要件となります。

【配点】①実施している場合・・・1 点

②3 年以内に取り組みを実施する予定の場合・・・0.5 点

③その他の取り組みを実施していたり、制度の利用実績がある場合加点されます。

◆ 事業所にとって、どんなメリットがあるの？

① イメージの向上

「男女共同参画推進事業所」として、市のホームページ等を通して、広く紹介します。

② 優秀な人材の確保・定着

賃金やキャリア・アップと並んで、家庭や余暇を大切にする従業員が増える中で、従業員の希望するライフスタイルを実現できる環境を提供することは、優秀な人材の確保・定着につながります。

③ 労働意欲や生産性の向上

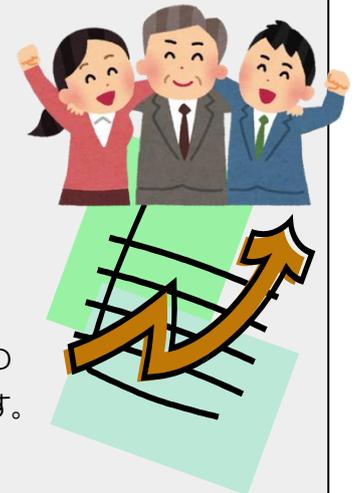
仕事と家庭を両立させるため、メリハリのある働き方をし、質の高い仕事をしたり、育児参加などで仕事を離れる時間を持つことで、新しい視点（発想）を仕事に活かすなど、従業員の意欲と能力を引き出すことができます。

④ 効率化のきっかけ

育児休業、介護休業、短時間勤務等により、職場における業務配分の見直しなど、仕事の進め方を見直し、効率的に働くきっかけになります。

⑤ 各種セミナーへの参加

ワーク・ライフ・バランスや女性管理職の育成などをテーマにした県や市などが主催するセミナーへの参加により、キャリア・アップ、スキル・アップの学習機会が増えます。



認定事業所を目指しませんか？

この制度は、毎年、事業所の募集を行います。

今回紹介した認定事業所では男女共同参画の推進に向け、様々な工夫を行っています。こうした取り組みを参考に、ぜひ、他の事業所の皆さんも「男女共同参画推進事業所」の認定を目指して、応募してください。

制度についての詳細は、市のホームページをご覧くださいか、市民協働課までお問い合わせください。

● 問い合わせ先

沼津市 地域自治課 協働推進係

〒410-8601 沼津市御幸町 16 番 1 号

TEL 055-934-4807

FAX 055-931-2606

E-mail kyodo@city.numazu.lg.jp

市ホームページ URL

<http://www.city.numazu.shizuoka.jp/shisei/commit/danjyo/index.htm>



男女共同参画推進事業所認定マーク

認定マークは、市民の皆さんに認定事業所を広く認識していただき、親しみやすいものとするため作製されました。（将来の進路を考え始める中高生が男女共同参画についての理解を深めるように、市内中高生を対象として平成20年度に募集を行い、応募12作品から選考の結果、沼津市立沼津高等学校中等部3年（当時）松田彩花さんの作品に決定しました。）

認定を受けた推進事業所のパンフレット等の印刷物に活用していただくとともに、ホームページ等で幅広く活用しています。

また、このマークを印刷したマグネットシートやステッカーを、社用車等に掲示していただき、認定事業所のPRに活用していただいています。



●マークの意味●

それぞれの職場で、男女の差別なく、皆で協力していくことをイメージしています。

背景は社会を、手をつないでいる姿は職場での男女の姿を、一緒に持っているハート型の風船は平等を表しています。

～平成28年度 **新規** 認定事業所～

◇新規認定事業所の皆さんに、取り組みについてお話を伺いました。

女性消防士が能力を伸ばし、活躍できる職場づくり

駿東伊豆消防本部 山中 史隆さん



育児や介護のための短時間勤務制度や深夜勤務、時間外勤務を制限する制度などがあり、育児や介護休業を取得した後も働きやすい職場です。

また、スキルアップのための研修や本人の希望や能力、適性を考慮しながら、女性が幅広く活躍できる環境づくりを進めています。



駿東伊豆消防本部

認定番号		第75号※1	認定年月日	平成28年12月1日
会社概要	所在地	沼津市寿町2番10号		
	業種	その他（特別地方公共団体）		
	設立	平成28年4月1日		
	事業内容			
	従業員数	総従業員数604人（男性595人 女性9人）※2		
	TEL	055-920-9100		
	HPアドレス	http://www.suntoi-zufd119.jp/		
<p>【取組状況及び成果】</p> <p>■育児・介護支援 育児（介護）休業制度、育児のための短時間勤務制度を設け、職員が職場復帰できる体制を整えています。</p> <p>■働きやすい環境づくり 特別休暇の取得（結婚、出生、忌引等）、ノー残業デーの実施など、職員が安心して働ける環境づくりを進めています。</p> <p>■スキルアップ・キャリアアップ支援 業務別研修、職制別研修等を実施し、性別に関わりなく、職員の個性や能力を十分に発揮できる環境の整備に努めています。</p> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性従業員の育児休業制度の利用 ・年次有給休暇の取得促進に向けた取組、啓蒙活動の整備 ・資格取得に要する費用の助成 ・自己啓発のための休暇制度の整備 				
 <p>駿東伊豆消防本部外観</p>				

※1 認定証の記載内容と同じ ※2 推進事業所認定制度の申請書の記載内容と同じ
 ご提出の際は、ファイル形式はwordにてお願いします。